

2015年12月28日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

**「同性のパートナー」を死亡保険金受取人に
指定可能とする取り扱いを開始します**

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 佐藤恵)は、2016年1月1日から、自治体が発行する「パートナーシップを証明する書類」(写し)を提出いただくことにより、原則、同性パートナーを死亡保険金受取人に指定可能とする取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当社では従来、死亡保険金受取人について、戸籍上の配偶者または2親等内の親族を指定することを原則としていましたが、今般、渋谷区が「パートナーシップ証明書」、世田谷区が「パートナーシップ宣誓書写し」を発行するなど、社会の同性のパートナーに対する認識の変化や当事者からの生命保険会社に対する要望の高まりを受け、自治体が発行する「パートナーシップを証明する書類」(写し)のご提出により、被保険者と死亡保険金受取人の関係の確認が可能となったことから上記の取り扱いを開始いたします。

なお、既に参加いただいているご契約についても、自治体が発行する「パートナーシップを証明する書類」(写し)を提出いただくことにより、同性パートナーを死亡保険金受取人に変更する取り扱いが可能となります。